

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6月26日

【報告者の名称】 新光商事株式会社

【報告者の所在地】 東京都品川区大崎一丁目2番2号

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階

【電話番号】 (03)6361-8111

【事務連絡者氏名】 管理部門統括 常務取締役 一色 修志

【縦覧に供する場所】 新光商事株式会社
(東京都品川区大崎一丁目2番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、新光商事株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、加賀電子株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2026年5月18日付で提出した意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

株式併合

3 【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月18日(月曜日)から2026年6月26日(金曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金1,580円
買付予定数の上限	(株)
買付予定数の下限(注)	19,226,700(株)

< 後略 >

(訂正後)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月18日(月曜日)から2026年7月14日(火曜日)まで(42営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金1,580円
買付予定数の上限	(株)
買付予定数の下限(注)	19,226,700(株)

< 後略 >

4 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2) 【意見の根拠及び理由】

本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)によって賄うことを予定しており、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに資金調達を受けることを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされているとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)によって賄うことを予定しており、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに資金調達を受けることを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされているとのことです。

公開買付者は、2026年5月18日から本公開買付けを開始いたしましたが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様にも本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026年6月26日、公開買付期間(以下に定義します。)を2026年7月14日まで延長し、合計42営業日とすること(以下「本期間延長」といいます。)を決定したとのことです。また、公開買付者としては、1,580円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様にも当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本書提出日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はないとのことです。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、買付け等の期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ(法第27条の2第2項、同法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第1項)、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令で定められた期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも、本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、買付け等の期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ(法第27条の2第2項、同法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第1項)、42営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令で定められた期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも、本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

株式併合

(訂正前)

< 前略 >

本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月上旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と当社との間で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月下旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と当社との間で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

< 後略 >

以 上